# 蟹江町議会総務民生常任委員会会議録

初集口味												
招集日時	令和5年9月8日(金)午前9時											
招集場所	蟹江町	役場	3 \$	皆協	議会	室						
出席委員	委 員 長	石	原	裕	介	副	委員	長	板	倉	浩	幸
	委 員	多	田	陽	子	委		員	山	岸	美	登利
	委 員	飯	田	雅	広	委		員	三	浦	知	将
	委 員	安	藤	洋								
欠席委員	なし											
会議事件 説明のた め出席し た者	副町長	加	藤	正	人							
	総務部長	鈴	木		敬	総	務課	長	藤	下	真	人
	民生部長	不	破	生	美	子課	ど	も長	飯	田	陽	亮
職務のため出席した者	議長	水	野	智	見	議事	務局	会長	萩	野	み	代
	書 記	荒	木	慎	介	主		任	大	竹	孝	平
付託事件	議案第31 議案第32 議案第33 議案第34	号号	表蟹保の蟹関て蟹運に彰江育一江す 江営つ	丁事が丁る 丁こ特業改家基 放関定の正庭準 課す	教運に的を 後間に保定 児	にい育め 童	関て事る 健	る等例育	ま かか	を定るのでである。	か び 運 に 備 び	条例 営い び

# ○委員長 石原裕介君

皆さん、おはようございます。

総務民生常任委員会を開催しましたところ、定刻までにご参集いただきありがとうございます。

本日は、付託案件の審査終了後に時間をいただき、所管事務調査についての打ち合わせをしたいと思いますので、ご協力のほどお願いいたします。

本日、横江町長より、公務のため欠席したい旨の申し出がありましたので、これを許可いたしました。

定足数に達していますので、ただいまから総務民生常任委員会を開会します。

本委員会に付託されております案件は4件であります。慎重に審査をお願いしたいと思います。

審査に先立ち、副町長より挨拶をお願いいたします。

### ○副町長 加藤正人君

改めましておはようございます。副町長の加藤でございます。

横江町長ですが、町村会長の用務で、昨日から上京しております。ただ、本日の午前中の会議は、台風の影響で急きょ中止というか、書面会議に変更されたようで、昼までには蟹江に戻ってくるという連絡がありましたが、また、午後も県庁のほうで町長、また町村会長としての用務が入っておりまして、この委員会も、また町長につきましては欠席をさせていただきたいという、そういうことでございます。

その台風でございますが、今のところの情報によりますと、少し進路が東のほうにそれて、 御前崎辺りに今日の夜遅くか、明日の未明ぐらいに上陸するというコースが一番想定される というふうに聞いております。幸いといっては何ですが、雨雲が北東のほうにございまして、 西側、南側はほとんど雲がかかっていないという状況で、今のところの想定では、この地域 で警報が出る可能性は非常に低いというふうに聞いてございます。

台風7号は西のほうにそれて、今度、13号が東のほうへそれてということですけれども、本当にそれは単なる偶然なのかなというふうに思っております。ただ、最近の台風、少し離れたところでも急に雲が湧いて、ゲリラ的な豪雨になり、被害になる可能性がございますので、私どもとしても緊張感を持って、その台風の動向には注視をしてまいりたいと考えているところでございます。

本日は、町表彰の表彰者の決定、さらに3つの条例改正の審議をお願いしております。よ ろしくご審議をお願いしまして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。

### ○委員長 石原裕介君

ありがとうございました。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされるようお

願いいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにしていただくよう、よろしくお願い いたします。

議案第31号「表彰について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はありますか。

○総務部長 鈴木 敬君

皆さん、おはようございます。よろしくお願いします。

補足説明はございません。慎重審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員長 石原裕介君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 板倉浩幸君

おはようございます。

一般表彰のことで4件、6件あるのかな。そのうち5番目の山田久子さんなんですけれども、4つの委員になられていて、ちょっと頼み過ぎじゃないのかなと思うところはあるんですけれども、あと、現在、ラブホテル建築等の審査会って、まだ現状動いているのかな。ちょっとその辺、当初はラブホの建設でだいぶ審査会でやってくれたんだけれども、現状をちょっとお願いします。

### ○総務課長 藤下真人君

それでは、ただいま板倉議員からご質問いただきましたラブホテル建築等審査会について、 今現状どういう動きかということをご質問いただきました。

現状、先ほどの板倉議員のとおり、過去にはいろんな審査会が開かれておりましたが、現 状は、事が起きたときに開かれる会議となっております。

以上です。

(もうちょっと。委員を頼み過ぎではないかの声あり)

もう一件ですね。

今、公職者として4件あります。また、山田久子様におかれましては、生涯学習の婦人会の会長、それの充て職というところもあっての現状だと思います。特に今、女性活躍や男女共同参画というところでも女性のこういった進出というところに掲げておりますので、総務課としても、頼み過ぎというところは私ども、ちょっと過ぎという表現では控えたいとは思うんですが、いろんな方にやはり女性の方に、いろいろな審議会に参加していただくということを今は視点を置いておりますので、できるだけ重複しないような形では庁舎内でも声かけをさせていただいて、進めていきたいと考えております。

以上です。

# ○委員 板倉浩幸君

ラブホテルについては、事がということは、最近もうほとんど開かれていないということ の認識ですね。

今、確かに女性を委員に選んでいく面で、なかなか候補者等が厳しい状況だというのは分かるし、唯一の女性ということで、その辺をもうちょっと幅広くやっぱりやっていただいたほうが、仕事も多くなっちゃうと思うからお願いしたいと思います。

あともう一点なんですけれども、課長には事前というかちょっと前というか初日に会って、特に町職員なんだけれども、住所はあるんだよね。これが実際に、ほかの表彰者も住所はあるんだけれども、住所が本当に要るものなのか、僕らもこの方どこどこに住んでいたんだというのが分かる現状で、町民の方がどんな考えを持つか分からないけれども、住所が本当に必要なものなのか、ちょっとその辺の考えをお願いします。

### ○総務課長 藤下真人君

表彰対象の住所についてご質問いただきました。

板倉議員のご質問について、確かにそういった懸念、今は防犯上というところもあります。また、表彰の役場の職員以外でも、やはり住所を載せるというところは今の社会的なところでどうかというところもあるんですけれども、今、現状載せさせていただいている考え方としましては、今回も議案で上げさせていただきました表彰者ということで、やはりこの方を特定するための必要な情報という形で現状載せさせていただいております。蟹江町の中にも同姓同名であったり、住所が近いところでの名前が一緒というところもありますので、そういったところもありますので、表彰者の審査をするにあたって、その方を特定させていただく情報の一つとして現状上げさせていただいておりますので、現状はそのような形でご理解いただけたらと思います。

以上です。

### ○委員 板倉浩幸君

確かに同姓同名あって、審査する上でこの人だよということで分かって、この後、表彰された方、広報等にも載りますよね。あのときってどうでしたか。あれが載っていなければ別に。

### ○総務課長 藤下真人君

広報等に載せさせていただく場合には、基本的には大字や字名までということで、やはり 広く周知するにあたっても個人情報は極力避ける形でやっております。

以上です。

### ○委員 飯田雅広君

表彰式は、いつもどおり文化の日ですよね。今回は、議員の出席はどんな感じですか。

### ○総務課長 藤下真人君

11月3日に表彰式をまた挙行させていただきます。昨年度までは、新型コロナの影響を鑑みまして、来賓の方は出席を控えさせていただいておりましたが、今年度の運営につきましては、コロナ前の状況で表彰を実施させていただきたいと思いますので、議員の皆様には、また一般来賓として出席のご依頼をさせていただき、また、委員長につきましては壇上来賓という形で依頼をさせていただく予定をしております。

その他の来賓につきましても、4年前と同じような形で、蟹江町の表彰式というのは、やはり一番大きな式典となっておりますので、できるだけ過去と同様な形で運営させていただきたいと考えております。

以上です。

# ○委員長 石原裕介君

他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第31号「表彰について」は原案のとおり決定いたしました。

議案第32号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はありますか。

〇民生部長 不破生美君

改めましておはようございます。よろしくお願いいたします。

補足説明はございませんので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 石原裕介君

補足説明はないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 板倉浩幸君

まず、基本的なこと、前にも同じような議案があったと思うんですけれども、蟹江町特定 教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正で、こ の事業がどこに当たるのか、まずその確認をさせてください。

# ○子ども課長 飯田陽亮君

おはようございます。

先ほどの板倉議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、特定教育・保育施設と言われるものは、一般的に幼稚園、保育所、認定こども園の3つでございます。後半の地域型保育事業、こちらは実際蟹江町には、今ないんですけれども、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、この4つのことを言っております。何が違うかというと、地域型の保育事業というのは、小規模な20人以下の保育のことを指しております。

以上でございます。

# ○委員 板倉浩幸君

その認識で、蟹江町、20名以下の小規模はないということ、前にも聞いたんですけれども、 それを踏まえて今回、初日にも若干聞いて、文言の整理だけですよと、特段変わっているも のはないということで、1点だけ、「厚生労働大臣」が「内閣総理大臣」、その前のちょう ど新旧対照表でも2ページの第25条ってあるじゃないですか、の規定とあるんだけれども、 新しいのが第25条の第1項に変わるんだけれども、これ何が変わります。

### ○子ども課長 飯田陽亮君

すみません、この改正につきましては、こども家庭庁の設置に伴う「厚生労働大臣」から「内閣総理大臣」の改正とは別のものでして、ちょっと例規的な細かい話になってしまうんですけれども、なるべく条項を指し示すときには特定するという例規上のルールがありまして、もともと第25条とあったんですけれども、実際にこの例規が指しているところは第25条第1項でしたので、そこを今回の改正と同時に改正させていただいたというような形になっております。

以上でございます。

### ○委員 板倉浩幸君

もともとが第1項だったんだね。それを第25条となっていたんだけれども、ちゃんと正しくするということで、この第25条って変更の箇所ではないんだけれども、何がありますか。

## ○子ども課長 飯田陽亮君

第25条に関しましては、要領になりますので、今手持ちにないんですけれども。

学校教育、幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項を定めた条項になっております。

以上でございます。

### ○委員 板倉浩幸君

要項を定めた。それだと何だ。

(要領です、ごめんなさいの声あり)

要領。

### ○子ども課長 飯田陽亮君

要領の第25条を指しておりますので、後ほど確認してお示しさせていただきます。 以上でございます。

# ○委員 板倉浩幸君

第15条では取り扱い指針、方針とあって、またどんなものなのか、今回直接関係ないと思うんだけれども、第25条の第1項とあるから、ちょっとどんなものかなということで、後でもいいからお願いしたいと思います。

以上です。

# ○委員長 石原裕介君

他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

# (異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第32号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

議案第33号「蟹江町家庭的保育事業などの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 改正について」を議題といたします。

補足説明がありますか。

# 〇民生部長 不破生美君

補足説明はございません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

# ○委員長 石原裕介君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

### ○委員 板倉浩幸君

今回、令和5年の3月にも同じような一部改正あったんですけれども、今回、第7条の3で自動車を運行する際の所在の確認ということで、事業所を事業者に変更となっていますよね。これ、あえて変更する理由というのか、今の第7条の3でいくと、自動車を運行する場

合の所在の確認で、事業所で別に問題はないかなと、その辺の「所」を「者」に変える目的 というか、その辺をお願いします。

### ○子ども課長 飯田陽亮君

板倉議員のご質問に答えさせていただきます。

通常、こういった条例の改正につきましては、国の法律改正等に伴って、国・県からの通知を基に改正していくことがほとんどでして、前回はこの通知を基に国の規定どおりに居宅訪問型保育事業所として改正をしておったんですけれども、その後に、国が正誤表を示しまして、事業者が正しかったということで案内がありましたので、そのとおりに今回条例も改正させていただいた次第でございます。

以上でございます。

### ○委員 板倉浩幸君

国・県の、たまにあるよね、こっちのほうが適切じゃないのって。それで変わるということで、実際にはそんな、ただ変わるだけかなと思うんですけれども、あと、ちょっと確認したいのが、先ほど申したように、3月議会のときに第7条の3項のところにブザーの話、前にもありました。設置しなければなりませんよ、ほとんど幼稚園の負担はなかったのか。今回、それから半年たっていて、ちょこっと前に県にも確認すると、半分ぐらいしかまだ設置が進んでいないという状況だったんですけれども、現在蟹江町でも、県が今どのぐらい進んでいるか分かったら教えていただきたいのと、蟹江町で実際どこまで、もう終わったのか、ちょっとその辺をお願いします。

## ○子ども課長 飯田陽亮君

板倉議員のご質問にお答えさせていただきます。

県の状況は、今、この前ちょうどその調査が県のほうから来まして、蟹江町としても回答した次第なんですけれども、蟹江町の状況としましては、今、須成東幼稚園、それから蟹江幼稚園、はばたき幼稚園がバスを使っているんですけれども、こちら3つの園につきましては、全て設置が済んでいるということでした。

以上でございます。

## ○委員 板倉浩幸君

蟹江町においては、今申した3つの幼稚園、認定も含めて終わっていると。県はどこまで、まだ今ちょうど取っているのかな、アンケート。多分ちょっと前までは本当50%ぐらいしか、現状、もうちょっと進んでいるかなと思うんだけれども、蟹江町が取りあえず全て終わったということだね。また最近ニュースでやっているんだよね、痛ましい事故があったということで。これを機会に未然に防ぐということでいいと思うので、早急に蟹江町で終わっているということで安心しましたので、お願いしたいと思います。

以上です。

# ○委員長 石原裕介君

他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

### (異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第33号「蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

議案第34号「蟹江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はありますか。

〇民生部長 不破生美君

補足説明はございませんので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 石原裕介君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

### ○委員 板倉浩幸君

今回、提案の理由のところでもあるんですけれども、放課後児童支援員とみなす認定資格 の研修修了予定者とあるんですけれども、この流れ、認定研修をして支援員になっていくと いう流れで、経過措置の延長なんだけれども、単なる延長でなっているのか、ちょっとその 辺をお願いします。

# ○子ども課長 飯田陽亮君

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

もともと放課後児童支援員の研修制度が、平成27年度に創設されまして、それまでいわゆる学童保育のことを指しているんですけれども、それに従事する職員の特に資格の要件というのがなかったんです。それからこの研修を受けた者が学童保育の仕事に従事するというような基準が定められまして、もちろんすぐに全ての職員が研修を受けることは不可能ですので、それについて経過措置がもともと設けられておりました。この研修自体は県が行っている研修で、4日間の研修になるんですけれども、それが徐々に修了した職員が増えてきたんですが、なかなかそれが定員の関係もあったり、現場側が全ての職員を出すことがやはり、

多くの人数を出すことが難しいということで進まなかったというので、経過措置を延長してきた経緯があります。最初に令和2年3月31日まで経過措置がありまして、それを令和5年3月31日に延長しております、1回。今回、令和8年3月31日までさらに延長させていただくというような形になっております。

以上でございます。

## ○委員 板倉浩幸君

そうすると、研修を受けて、今県の事業で4日間受ける、その方自体がみんな支援員となっていくということなんだよね。支援員となって、蟹江町でいうと学童に入るよという形で、そうすると、資格の研修を受けている最中は、まだ配置とかはないのですか。

# ○子ども課長 飯田陽亮君

資格を持った人を基準の中で原則2名以上置かなければならないというふうになっておりまして、ただ、1人は補助員とすることができるということで、最低1人の支援員が配置されていれば問題ないということになっております。ただ、多くの職員が持っているに越したことはないので、なるべくスケジュールを組みながら研修のほうに出していくというような予定でおります。

以上でございます。

# ○委員 板倉浩幸君

大体流れが分からなかったから。実際研修が終わって支援員になりましたよ、蟹江町自体 まだまだ足りないほうですか。

### ○子ども課長 飯田陽亮君

今、学童保育の職員、正職として68名おるんですけれども、もう取得済みの職員が22名で、 今年度取得予定の者が4名となっております。

以上でございます。

### ○委員 板倉浩幸君

68人、まだ今後何人か増えていくよ。今、学童も本当増やして、足りていますか、実際のところ。

## ○子ども課長 飯田陽亮君

保育所もそうなんですけれども、学童保育も職員としてはやっぱり足りない状況で、何とか短時間の職員でも確保しようと、今努力している次第でございます。

以上でございます。

### ○委員長 石原裕介君

他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第34号「蟹江町放課後児童健全育成事業の設備 及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。 以上で本委員会へ付託をされました案件は全て終了しました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任願います。

これで総務民生常任委員会の審査を終わります。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

(午前9時30分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会総務民生常任委員長 石 原 裕 介